

京都市風致地区条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第80号）（都市計画局都市景観部風致保全課）

1 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成13年政令第98号）の施行により風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正され、土地の形質の変更に係る許可の基準として、形質の変更が行われる土地の区域の面積に対する緑地の面積の割合（以下「緑地の規模」といいます。）を条例で定めなければならぬこととされたことに伴い、次のとおり、これを定めることとしました。

風致地区の種別	緑地の規模
第一種地域	10分の4
第二種地域	10分の3
第三種地域	10分の2
第四種地域	10分の2
第五種地域	10分の2

2 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）の施行により、電気通信事業法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。ただし、2の措置は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定の施行の日から施行することとしました。

京都市風致地区条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第80号

京都市風致地区条例の一部を改正する条例

京都市風致地区条例の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号エ中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、同号ク(ア)中「第12条第1項」を「第120条第1項」に、「第1種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 建築物にあっては、別表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ、同表の緑地の規模の欄に掲げる規模以上の緑地（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地で別に定める本数以上の木竹が存するものの区域をいう。以下同じ。）を設けるものであること。ただし、新築が行われる土地及びその周辺の土地の状況により支障がないと認められるとき、その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

第5条第1項第2号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 建築物にあっては、別表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ、同表の緑地の規模の欄に掲げる規模以上の緑地を設けるものであること。第1号ウ(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

第5条第1項第3号ウ(イ)を次のように改める。

(イ) 建築物にあっては、別表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ、同表の

緑地の規模の欄に掲げる規模以上の緑地を設けるものであること。第1号ウ(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

第5条第1項第5号ア中「土地の形質」を「形質」に、「の行われる」を「が行われる」に改め、同号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、同号イ中「土地の形質」を「形質」に、「の行われる」を「が行われる」に改め、同号イの次に次のように加える。

ウ 土地の形質の変更（建築物の新築、改築又は増築のために行う宅地の造成を除く。）にあっては、別表の種別の欄に掲げる風致地区の種別に応じ、同表の緑地の規模の欄に掲げる規模以上の緑地を設けるものであること。ただし、形質の変更が行われる土地及びその周辺の土地の状況により支障がないと認められるとき、その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

別表中

建 築 物 の 後 退 距 離	
道路に接する部分	そ の 他 の 部 分
3 メートル	2 メートル
2	1. 5
2	1. 5
2	1. 5
2	1. 5

を

「

建築物の後退距離		緑地の規模
道路に接する部分	その他の部分	
3 メートル	2 メートル	10分の4
2	1.5	10分の3
2	1.5	10分の2
2	1.5	10分の2
2	1.5	10分の2

に改め、

」

同表に備考として次のように加える。

備考 緑地の規模の欄の数値は、建築物の新築、改築若しくは増築又は形質の変更が行われる土地の区域の面積に対する緑地の割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号クの改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市風致地区条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る行為について適用し、施行日前の申請に係る行為については、なお従前の例による。

(都市計画局都市景観部風致保全課)

京都市水道事業条例及び京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第81号）（水道局総務部庶務課及び下水道局総務部庶務課）

独立行政法人国立病院機構法及び国立大学法人法の施行に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。